岩手県告示第744号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第１項の規定により、法第３条第１項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年11月２日

岩手県知事　達　増　拓　也

1（1）　処分をした年月日　平成24年10月３日

（2）　処分を受けた者

ア　商号又は名称　株式会社浦島鐵工所

イ　主たる営業所の所在地　大船渡市盛町字中道下２番地23

ウ　代表者の氏名　浦島康弘

エ　許可番号　岩手県知事許可（般－19）第3276号

（3）　処分の内容　建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4）　処分の原因となった事実　平成24年９月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第４号に該当する。

2（1）　処分をした年月日　平成24年10月４日

（2）　処分を受けた者

ア　商号又は名称　下舘建設株式会社

イ　主たる営業所の所在地　久慈市長内町第24地割162番地

ウ　代表者の氏名　下舘康見

エ　許可番号　岩手県知事許可（般－22）第7714号

（3）　処分の内容　造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4）　処分の原因となった事実　平成24年10月３日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第４号に該当する。

3（1）　処分をした年月日　平成24年９月24日

（2）　処分を受けた者

ア　商号又は名称　北陵ハウスサービス

イ　主たる営業所の所在地　盛岡市みたけ六丁目13番24号

ウ　代表者の氏名　富田法明

エ　許可番号　岩手県知事許可（般－20）第20322号

（3）　処分の内容　建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4）　処分の原因となった事実　平成24年９月３日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第４号に該当する。